○関東地方整備局告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十八日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　伊勢崎都市計画道路事業三・四・六十九号上矢島米岡線及び三・四・六十二号境中央通り線

三　事業施行期間　自平成二十九年十二月二十八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　群馬県伊勢崎市境東字町並、字町並南及び字二枚橋、境栄字二枚橋及び字本郷並びに境米岡字新屋敷及び字沼端地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　四十三号　西宮市鳴尾町一丁目六八番地内から同市西蔵町一〇番三まで

芦屋市西蔵町一番三から同市西蔵町一〇番三まで

芦屋市呉川町八番一七から同市呉川町八番五まで

(二)　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(三)　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(四)　占用の制限の開始の期日　平成三十年一月十八日

(五)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○中国地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
島根県飯石郡飯南町佐見九八七番三から同町佐見九八四番二まで	前	一三・一八～三七・六八メートル	〇・〇六八キロメートル
	後	一八・八六～三七・六八メートル	〇・〇六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日　中国地方整備局長　川崎　茂信

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号

(三)　供用開始の区間　島根県飯石郡飯南町佐見九八七番三から同町佐見九八三番一まで

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　路線名　供用開始の区間　五十六号及び百九十七号　土佐市東鴨地字茶山一一一四番一から同市東鴨地字松ヶ沢七五六番地先まで

(二)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道　五十六号　土佐市東鴨地字茶山一一一四番一から同市東鴨地字松ヶ沢七五六番地先まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが出来ないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十八日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A・B・C・D・E・F・G・H・I・J　九・七四～二六・八〇メートル	四五・〇三～一二三・三七メートル	八・六六一キロメートル
	後	A・B・C・D　九・七四～一二・三七メートル E・F・G・H・I・J　二六・八〇～一二三・三七メートル	四五・〇三～七〇五七メートル	八・六六一キロメートル

備考　上記A・B・C・D・E・F・G・H・I及びJは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所